

計画作成年度	平成25年度
計画主体	霧島市

霧島市鳥獣被害防止計画(変更)

<連絡先>

担当部署名 農林水産部農政畜産課
所在地 霧島市国分中央三丁目45-1
電話番号 0995-64-0910 (直通)
FAX番号 0995-64-0944
メールアドレス nouchiku@city-kirishima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、スズメ
計画期間	平成25年度～平成27年度
対象地域	霧島市一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	2,554千円 26.7ha
	果樹	179千円 0.7ha
	飼料作物	1,215千円 29.5ha
	野菜	2,201千円 10.2ha
	いも類	1,006千円 4.5ha
	合計	7,154千円 71.5ha
シカ	水稲	762千円 8.0ha
	果樹	5千円 0.01ha
	飼料作物	2,724千円 80.3ha
	野菜	85千円 0.4ha
	いも類	91千円 0.6ha
	工芸作物	131千円 1.5ha
	シイタケ	400千円 0.3ha
	スギ	1,116千円 2.0ha
	ヒノキ	2,534千円 4.3ha
	合計	7,848千円 97.4ha
サル	果樹	455千円 2.0ha
	野菜	169千円 1.1ha
	いも類	90千円 0.5ha
	合計	714千円 3.6ha
タヌキ	飼料作物	2千円 0.03ha
アナグマ	野菜	131千円 0.5ha
	いも類	48千円 0.3ha
	工芸作物	3,504千円 10.0ha
	合計	3,683千円 10.8ha
カラス	果樹	73千円 0.4ha
	野菜	38千円 0.2ha
	合計	111千円 0.6ha
ヒヨドリ	野菜	6千円 0.05ha

(2) 被害の傾向

◎近年、有害鳥獣捕獲頭数は増加しているが、被害額等については年度によってばらつきがある。

○イノシシ

ほぼ市内全域の山間部を中心に生息しており、水稻の生育期から収穫期にかけての食害や、稲の踏み倒しが発生している。他にも、飼料作物や、野菜、いも類等への食害も発生している。今後は森林の荒廃に伴い、平野部の農作物等の食害も心配される。

○シカ

主に霧島・牧園・横川地区に生息しており、農作物については水稻・飼料作物等への食害が発生している。また、林業については、苗木の食害や樹木の皮剥ぎによる被害など多く発生している。

森林にあるシカの餌が少なくなることや、地域によっては人間の人工給餌の問題もあり、ますます人里に出没してくることが予想される。また、スギ、ヒノキなどの人工林の伐採がすすむと、伐採跡地に餌資源となる広葉樹などの幼木が生育し、シカの増加につながるとともに、国立公園内の生態系変化による被害の拡大も予想される。

○サル

横川地区を中心に果樹、野菜、いも類などへの被害が発生しており、年々被害が増大している。最近では市街地での被害も報告されており、今後、被害地域の拡大と人的被害が懸念される。

○タヌキ・アナグマ

主に山間部に生息しており、飼料作物（主にトウモロコシ）、野菜、いも類、工芸作物への被害が発生している。最近では、市街地でも被害が発生している。

また、牧園地区を中心にアナグマによる工芸作物（茶）への被害が拡大傾向にある。

○ノウサギ

農作物としては主に野菜等、樹木関係では苗木の食害が多い。

○カラス

市内全域に生息しており農業被害のみならず、市民生活への被害も出ている。農業への被害としては、国分地区、溝辺地区での果樹、野菜類での被害が多い。

○ヒヨドリ

被害の程度としては大きくないが（平成22年度の大発生年は除く）、継続して溝辺地区を中心に野菜への被害が発生している。

○スズメ

主に市内全域で水稻への被害が多い。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）		目標値（平成27年度）	
被害金額	イノシシ	7,154千円	イノシシ	5,723千円
	シカ	7,848千円	シカ	5,959千円
	サル	730千円	サル	571千円
	タヌキ	2千円	タヌキ	2千円
	アナグマ	3,683千円	アナグマ	2,946千円
	ノウサギ	一千円	ノウサギ	10千円
	カラス	111千円	カラス	88千円
	ヒヨドリ	6千円	ヒヨドリ	4千円
	スズメ	一千円	スズメ	2千円
被害面積	イノシシ	71.5ha	イノシシ	57.2ha
	シカ	97.1ha	シカ	77.6ha
	サル	3.6ha	サル	2.8ha
	タヌキ	0.03ha	タヌキ	0.03ha

アナグマ	10.8ha	アナグマ	8.6ha
ノウサギ	—ha	ノウサギ	0.2ha
カラス	0.6ha	カラス	0.4ha
ヒヨドリ	0.05ha	ヒヨドリ	0.05ha
スズメ	—ha	スズメ	2.4ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①鳥獣被害を被った農家から依頼を受けた地元捕獲隊が、わな及び銃器により有害鳥獣捕獲を実施。</p> <p><捕獲報償費の交付実績> H22：8,209,600円 H23：8,392,000円 H24：11,880,800円</p> <p>②国の事業を活用し、 H22：くくり罠71基 H23：箱わな58基 H24：箱わな63基 を導入。また、H23に県有物品借受により箱わな10基を設置。</p> <p>③H23に牧園・隼人地区で捕獲講習会を実施。</p>	<p>捕獲事業者の高齢化により従事者数が減少傾向にあることから、捕獲従事者の確保が課題となっている。</p> <p>イノシシ・シカについては、捕獲数は増加しているが、捕獲だけでは農作物被害の減少にはつながっていない状況にある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①国庫事業を活用し、 H23：電気柵10,000m ワイヤーメッシュ柵2,797m H24：電気柵45,080m の侵入防止柵を設置</p> <p>②市単独補助事業により延長設置を実施。</p> <p>③H23に牧園・隼人地区で被害防止研修会を実施。</p>	<p>農家等により、耕作放棄地や作物残さ放置など環境整備の必要性について話合活動を行い、今後、より広域的な防護柵設置に取り組む必要がある。</p> <p>また、国県の補助事業及び市単独事業について、すべての農家に知れ渡っているとはいえず、事業のさらなる周知が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

引き続き国の事業を活用しつつ、以下の取組を実施

- ① 適正な里山保全や耕作放棄地などの集落環境整備等について、集落住民による話合活動の促進を図る。
- ② 農家はもちろんのこと、一般市民に向けた被害対策防止対策の普及啓発を推進する。
- ③ 国や市の被害防止事業を広く周知し、耕作放棄地や作物残さ放置など環境整備や事業実施により未然防止を図る。
- ④ 捕獲隊による有害鳥獣捕獲を継続するとともに、捕獲隊の高齢化や隊員数の減少に対する措置として主にワナによる捕獲を実施すべく、一般の農家等の免許取得などを支援する。

- ⑤ 平成24年度に設置した鳥獣被害対策実施隊と捕獲隊、関係機関との連携により、捕獲や被害防止対策を効果的に進める。
- ⑥ 近隣市町村と協力し広域的な被害軽減策を検討する。
- ⑦ 野生鳥獣の主処となる森林環境を再生・保全するための対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○霧島市捕獲隊(各地区捕獲隊) 213名 【国分・隼人・福山地区】</p> <p style="padding-left: 20px;">霧島中央捕獲隊 79名</p> <p>【溝辺地区】 溝辺捕獲隊 33名</p> <p>【横川地区】 横川捕獲隊 34名</p> <p>【牧園地区】 牧園捕獲隊 42名</p> <p>【霧島地区】 霧島捕獲隊 25名</p>	<p>既存の猟友会員の中から、有害鳥獣捕獲従事者として選任された者が有害鳥獣の捕獲を行う。</p>
<p>○霧島市鳥獣被害対策実施隊</p>	<p>実施隊員は市長が指名した市職員 18 名 (H25. 4 時点) で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動を行っている。被害等が発生した場合は、捕獲隊と連携し、捕獲・追い払いなどの対策を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
25年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	<p>霧島市鳥獣被害防止対策協議会が連絡調整の主体となって、有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲従事者の育成・確保に努める。</p> <p>また、農地周辺での農家自らによる捕獲を推進し、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行なう。</p> <p>さらに、捕獲機材の整備や、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。</p> <p>捕獲報償金の取組を継続して実施する。</p>
26年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	<p>霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。</p> <p>また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行なう。</p> <p>さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。</p> <p>捕獲報償金の取組を継続して実施する。</p>
27年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ ノウサギ カラス ヒヨドリ スズメ	<p>霧島市鳥獣被害防止対策協議会が主体となって有害鳥獣捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害対策を図り、捕獲従事者の育成・確保に努める。</p> <p>また、個体数調整のための捕獲の推進が図られるよう、農家等に対するわな免許取得を促進するとともに、有害鳥獣捕獲隊に対して箱わな等の貸し出しを行なう。</p> <p>さらに、捕獲機材の整備や鳥獣に強い集落づくりに向けた研修会の開催、近隣市町村と協力した一斉捕獲の取組などを行う。</p> <p>捕獲報償金の取組を継続して実施する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

捕獲実績は、H22度は791頭、H23度は744頭、H24度は1,028頭、H25年度は1062頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数は1,100頭としているが、捕獲依頼は増加傾向にあり、捕獲実績も増加していることから、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数を1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなにより市内全域で実施する。

②シカ

捕獲実績は、H22度は515頭、H23度は555頭、H24度は664頭、H25年度は1,068頭となっている。特定鳥獣保護管理計画による捕獲目標に基づき、年間捕獲計画頭数は800頭としているが、捕獲依頼は増加傾向にあり、捕獲実績も増加していることから、生息数の増加に伴い生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、今後の捕獲計画数を1,200頭とし、適正な個体数の管理及び被害軽減のため銃器、わなにより横川・牧園・霧島地区を中心に実施する。

③サル

捕獲実績は、H22度は2頭、H23度は4頭、H24度は4頭となっている。被害額も増加していることから、年間捕獲計画頭数は20頭とする。

④アナグマ

捕獲実績は、H22度は115頭、H23度は82頭、H24度は226頭、H25年度は534頭となっている。当初、被害は横ばい傾向であったため、年間捕獲計画数を300頭としていたが、捕獲依頼が増加傾向であることや、捕獲実績も増加していることから、年間捕獲計画数を600頭とし、わなにより市内全域で実施する。

⑤タヌキ

捕獲実績は、H22度は5頭、H23度は28頭、H24度は92頭、H25年度は127頭となっている。当初、被害は横ばい傾向であったため、年間捕獲計画数を100頭としていたが、捕獲依頼が増加傾向であることや、捕獲実績も増加していることから年間捕獲計画頭数を300頭とし、わなにより市内全域で実施する。

⑥ノウサギ

捕獲実績は、H22度は8羽、H23度は0羽、H24度は9羽となっている。被害は減少傾向にあるが、被害報告もあるので年間捕獲計画数を100羽とする。わなにより市内全域で実施する。

⑦スズメ

被害件数が横ばい傾向にあることから、年間捕獲計画数を300羽とする。銃器、網により市内全域で実施する。

⑧カラス

捕獲実績は、H22度は146羽、H23度は75羽、H24度は68羽となっている。捕獲数は減少しているが、被害は増加傾向にあることから、年間捕獲計画数を2000羽とする。銃器、捕獲箱により市内全域で実施する。

⑨ヒヨドリ

被害件数が年によって異なるが毎年被害があることから、年間捕獲計画数を 300羽とする。銃器、網により市内全域で実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	25 年度	26 年度	27 年度
イノシシ	1,100	1,200	1,200
シカ	800	1,200	1,200
サル	20	20	20
アナグマ	300	600	600
タヌキ	100	300	300
ノウサギ	100	100	100
スズメ	300	300	300
カラス	2,000	2,000	2,000
ヒヨドリ	300	300	300

捕獲等の取組内容

被害発生時に、被害発生場所付近を重点的に捕獲を行う。特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）については、くくりわな、箱ワナ等を活用した捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	25 年度	26 年度	27 年度
イノシシ	電気柵 30km → 265km	電気柵 30km	電気柵 30km
シカ	2段イノシシ等用20km	2段イノシシ等用20km	2段イノシシ等用20km
タヌキ	4段シカ等用 10km	4段シカ等用 10km	4段シカ等用 10km
アナグマ	68,484 m. x 2段	川用侵入防止柵 5km	川用侵入防止柵 5km
サル			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
25年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ ノウサギ スズメ カラス ヒヨドリ	<p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p>

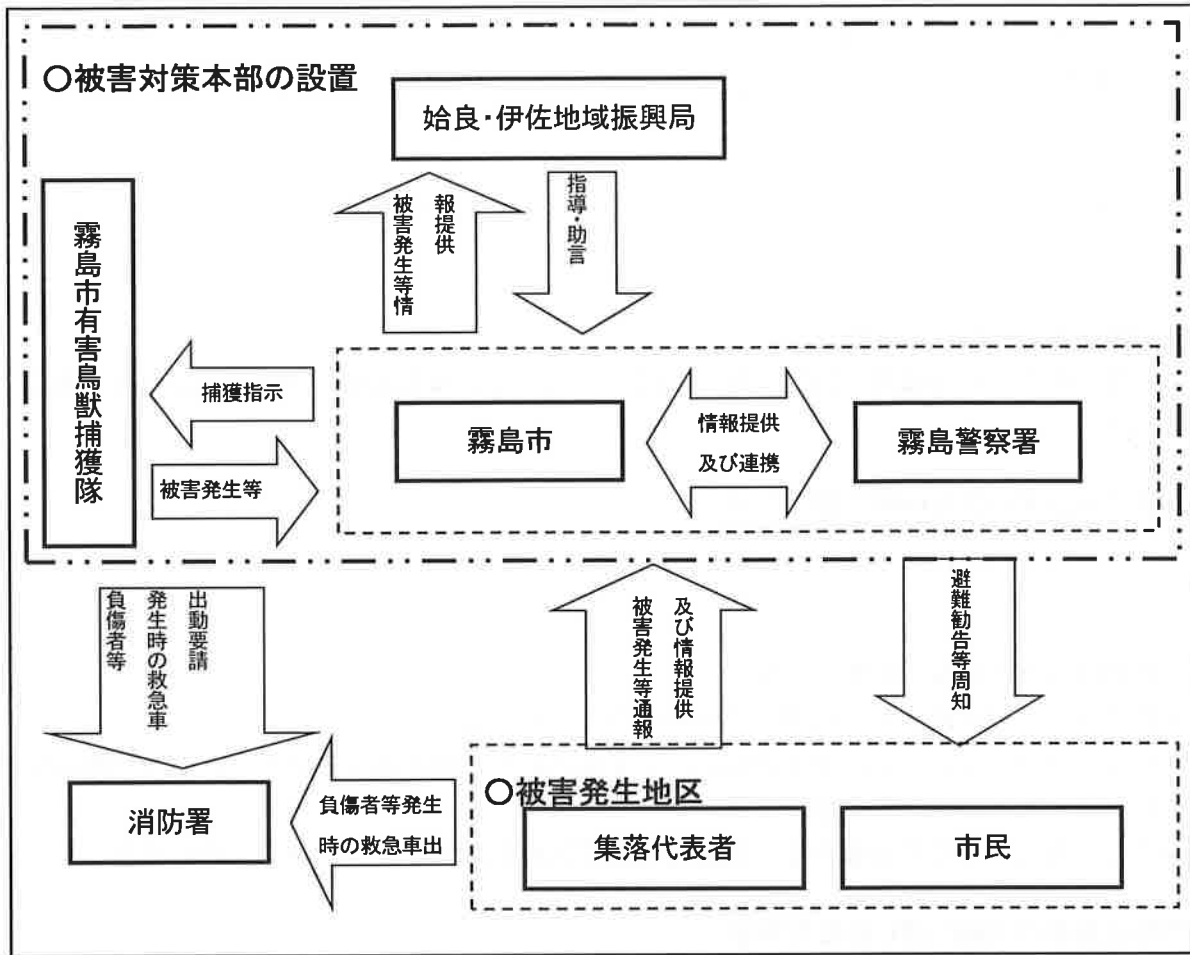
26年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ ノウサギ スズメ カラス ヒヨドリ	<p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p>
27年度	イノシシ シカ、サル タヌキ アナグマ ノウサギ スズメ カラス ヒヨドリ	<p>鳥獣被害対策実施隊が中心となり、地域において追い払い活動等が行えるような体制の確立と普及啓発の推進を行う。</p> <p>地域が主体となった野生鳥獣の住処となる遊休農地の解消など集落環境の整備を行う。</p> <p>市広報誌等を活用し、鳥獣被害防止に関する事業の周知やほ場の清掃などの被害対策指導を行う。</p> <p>補助事業を活用して侵入防止柵を設置する地区等を重点地域として、被害防止に向けた取組を行う。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
霧島市	<ul style="list-style-type: none"> ・被害対策本部の設置 ・人的被害等の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
始良・伊佐地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言 ・広域での被害防止対策の調整及び協力体制の構築
霧島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の市への情報提供
霧島市消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等発生時の救急車の出動
霧島市有害鳥獣捕獲隊 (猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島警察と捕獲隊の補助
集落代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	霧島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
あいら農業協同組合	各地域での被害状況の把握、被害防止及び営農（技術）指導、情報提供を行う。
かごしま中部共済組合	鳥獣被害の共済関係の情報提供を行う。
鹿児島森林組合	山林での被害状況の把握及び情報提供を行う。
環境省えびの自然保護官事務所	捕獲等実施に対する自然保護の立場からの助言を行う。
中央捕獲隊長	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施を行う。
溝辺捕獲隊長	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施を行う。
横川捕獲隊長	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施を行う。
牧園捕獲隊長	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施を行う。
霧島捕獲隊長	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲の実施を行う。
始良・伊佐地域振興局	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術指導及び情報提供を行う。
霧島警察署	有害鳥獣に係る情報の共有及び狩猟の安全対策指導を行う。
一般財団法人 鹿児島県環境技術協会	環境面の現状報告、里山保全や集落環境整備等の助言を行う。
NPO法人霧島サンバイオ	環境面の現状報告、集落環境整備等の助言を行う。

霧島市 (林務水産課・農政畜産課)	事務局を担当し、協議会に関する情報収集、提供及び被害防止技術指導、情報提供を行う。
霧島市自治公民館連絡協議会	各集落からの意見・連絡調整行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特になし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は市長が指名した市職員 18 名 (H25.4 時点) で構成し、被害調査や被害防止に関する助言、啓発活動等を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。
 また、イノシシ・シカについては、従来の個人による食肉としての活用に併せて公設の農産物加工施設等を利用した加工・販売の利活用も検討する。
 なお、食肉として加工・販売する場合は、食品衛生法に定める食肉を使用させるものとする。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接市町で組織する関係機関と連携し、情報交換等を行う。また、今後市町村や県を超えた協議会の設立についても検討を行う。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度 (1 期)	平成 22 年 3 月 29 日
平成 22 年度 (1 期変更)	平成 22 年 月 日
平成 25 年度 (2 期)	平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年度 (2 期変更)	平成 26 年 9 月 24 日